

■議案第75号 四万十町印鑑条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成 31 年 4 月 17 日に公布された住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）により、氏に変更があった者が請求により住民票に旧氏の記載をすることができることとされました。

また、令和元年 6 月 14 日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと措置の適正化が講じられたことに伴い、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

住民票に旧氏の記載がされている場合は、印鑑登録の登録事項に旧氏を登録し、印鑑登録証明書にも旧氏を記載するとともに、旧氏の印影を登録することができるよう改正します。

また、登録の資格について、欠格事項となっている成年被後見人を、意思能力を有しない者に改正します。

【施行期日】

令和 2 年 1 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

住民基本台帳法施行令（抜粋）

（氏に変更があった者に係る住民票の記載事項の特例）

第 30 条の 13 氏に変更があった者に係る住民票の法第 7 条第 14 号に規定する政令で定める事項は、第 6 条の 2 に定めるもののほか、その者が次条第 1 項又は第 3 項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

第 30 条の 14 氏に変更があった者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証明する戸籍謄本等

(戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)第 10 条第 1 項に規定する戸籍謄本等をいう。第 3 項において同じ。) その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(同項及び第 4 項において「住所地市町村長」という。)に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

2～6 (略)

成年後見制度の利用促進に関する法律(抜粋)

第 2 章 基本方針

第 11 条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

(1) (略)

(2) 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

(3)～(11) (略)